

はじめに

今、社会は少子高齢化の中で、女性の社会進出は目覚しく、大きな役割を果たしています。

一方、都市化や核家族化の進行により、子育てをめぐる環境は、だんだん孤立化する傾向にあります。

近くに知り合いがいなくて、急な用事があっても子どもを見てくれる人がいなかったり、残業で保育園に迎えに行けなくて困ったり、また、たまには美容院に行ってオシャレもしたいのにできなくてストレスをためこんだりと、女性にとって子育ては大きな悩みの一つともなっています。

そんな時、近くにちょっと子どもを見てくれる人がいたらと思ったことはありませんか？

「資格なんてないけど、家にいて人の役に立つことを何かしたいんだけど。」

「子どもが好きだから、何か子どものためになることをしたいわ。」

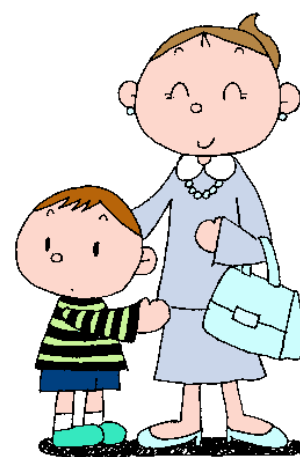
そんな思いを地域の子育て支援に役立てていただけませんか。

ファミリー・サポート・センターは、子育ての手助けが必要な方と、子育ての手助けをしてくださる方を会員として登録し、双方を結びつけ地域における子育て支援(相互援助活動)のお手伝いをします。

「できる時に、できることを、無理をしないで！」を合言葉に、この活動を通じて人と人が出会いふれあう地域社会をめざしています。



21世紀をになう子どもたちの明るい笑顔を支えるために、皆様方のご理解とご協力をお願いします。



1. 会員について

子育ての手助けをしたい方も、子育ての手助けが必要な方も、会員として登録する必要があります。

登録の際は、本人確認書類の添付が必要です。運転免許証・パスポート・保険証のいずれかコピーを申込書と一緒に提出してください。

提供会員 = 子どもを預かることのできる方

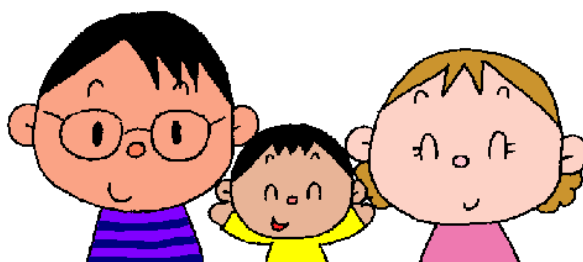
市内在住の心身ともに健康で、この事業に理解と熱意のある方なら、性別・資格等は問いません。

依頼会員 = 子どもを預かってほしい方

千葉市在住・在勤・在学、または市原市・四街道市在住の方で生後3ヶ月以上小学校6年生までのお子さんのいる方

両方会員 = 依頼会員として子供を預かってもらったり、時には提供会員として預かることも可能な方

- * 提供会員・両方会員として登録を希望する方は、センターの実施する研修を後日受けていただきます。詳しい日程は、別紙研修会予定表をご覧ください。
- * 入会金・年会費は無料です。
- * 依頼会員として登録した後に研修を受ければ、提供・両方会員として活動していただくこともできます。
- * 申込書の内容に変更が生じた場合には、センターに変更届を提出してください。



2. 相互援助活動の内容

(1) 子どもが保育所(園)・幼稚園・子どもルームなどの保育施設に通っている場合

- ① 保護者に代わって、送迎を行います。
- ② 開始時間まで、または終了後子どもを預かります。
- ③ 休日など、臨時的に子どもを預かります。



(2) 冠婚葬祭や学校行事などの際、子どもを預かります。

(3) 美容院・買い物など外出の際、子どもを預かります。

(4) 保護者が短時間あるいは臨時的に仕事に就く場合に、子どもを預かります。

(5) 保護者が仕事などで保育できないときに臨時的に子どもを預かります。

* この活動は、原則として午前6時から午後10時までです。なお、宿泊は行いません。

* 預かりは、原則として提供会員の自宅で行います。なお、両会員の合意があれば、自宅以外の預かりも可能です。(例えば、子育て支援館等)

* 事前打合せ時と活動の内容が変更になる場合は、必ずセンターへ会員よりお知らせ下さい。

* 身内同士の活動は、対象とはなりません。

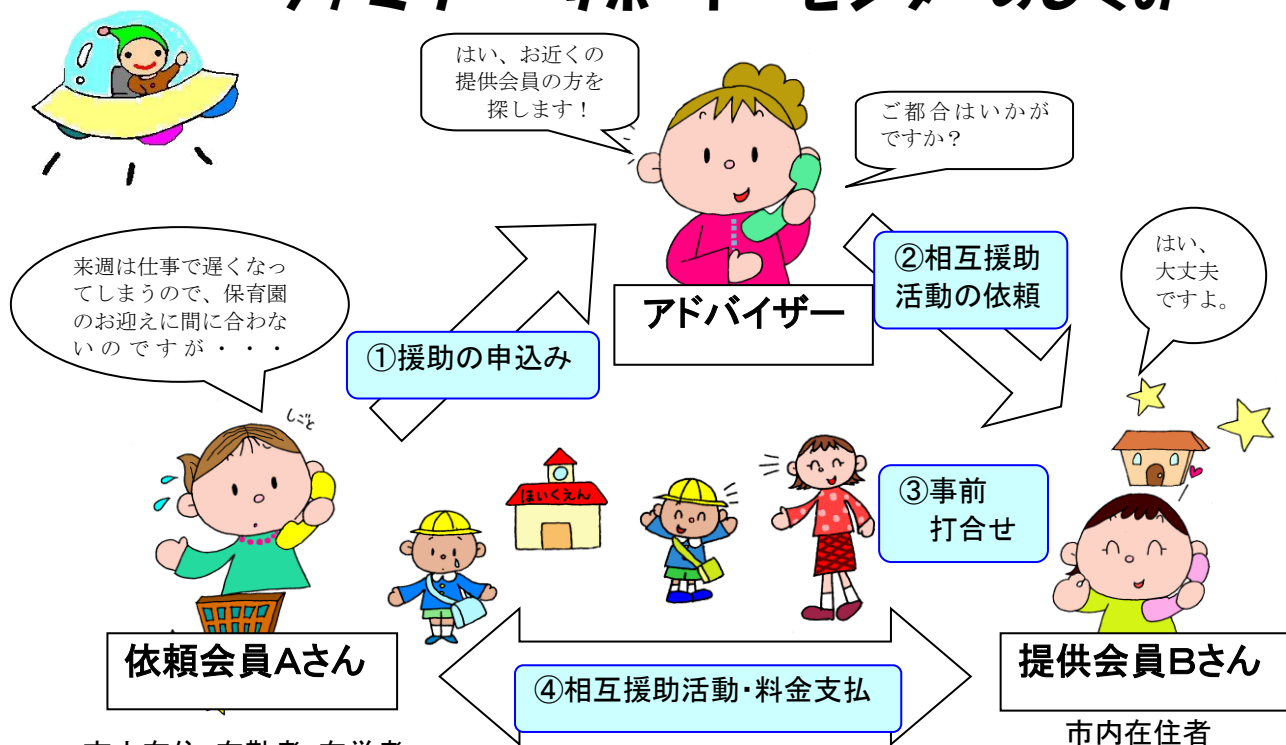
* 病気の子どもは、預かりや送迎を行うことができません。病児・病後児保育施設をご利用下さい。(問い合わせ先: 幼保支援課 043-245-5105)

* 相互援助活動は依頼会員と提供会員の両者の合意によって成立しますので、必ず援助が受けられるものではありません。

3. 相互援助活動のしくみ

地域みんなで子育てを！

ファミリー・サポート・センターのしくみ



- ①依頼会員は、援助希望の日時が決まったら、電話でアドバイザーに申し込みます。
- ②アドバイザーは、援助可能な提供会員に依頼し、その後、依頼会員に提供会員を紹介します。
- ③提供会員・依頼会員（子ども同伴）・アドバイザーまたはサブ・リーダーの三者で提供会員宅にて事前打合せを行います。（原則依頼日の3日前まで）
- ④提供会員は、事前打ち合わせの内容に基づいて、相互援助活動を行います。
- ⑤依頼会員は活動終了後、報酬を提供会員へ支払います。提供会員は1ヶ月の活動報告書を翌月10日までにセンターへ提出します。

ちばしファミリー・サポート・センターでは、平成18年7月より、6区にサブ・リーダーを配置することになりました。

（アドバイザーとは・・・）ファミリー・サポート・センターを運営しています。主に、会員の募集や相互援助活動の調整、研修会の開催などを行っています。

（サブ・リーダーとは・・・）区の会員のみなさんの世話役として、よりよい活動をしていただくよう、主に事前打合せの立会いや交流会のお手伝いをします。

4. 報酬などの基準

報酬は、依頼会員から提供会員へ日々の活動終了後、お支払いください。

なお、報酬以外に費用がかかることが想定される場合、必ず事前に依頼会員へ確認してください。

(1) 相互援助活動の報酬基準

(相互援助活動のために提供会員が自宅を出てから、自宅に戻るまでの時間)

区 分	1時間あたりの金額
月～金曜日の7:00～19:00	700円
土・日・祝日及び年末年始・上記以外の時間	900円

- * 1回の活動が、1時間に満たない場合は1時間とみなします。
1時間を越えた時は、30分以下は上記の半額とし30分を超え1時間までは、1時間あたりの金額とします。
- * 午前・午後7時をまたいでの活動は、1時間あたりの報酬金額が変わりますので、7時までの時間でいったん清算して、午後7時からの時間を加算します。
(例) 18:40～20:20までお預かりした場合
 $350円 + 900円 \times 1.5時間 = 350 + 1350 = 1700円$
7時まで30分ぶん 7時から1時間半ぶん
- * 同一世帯内の2人目からは半額とします。

(2) キャンセルした場合は、次の金額を依頼会員がキャンセル料として支払います。

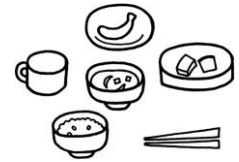
区 分	支 払 額
前日までの取消	無 料
当日(開始予定時間まで)	予定報酬金額の半額
当日(開始予定時間以降)・無断取消	予定報酬金額の全額

- * キャンセル料はできるだけ当日中にお支払いください。

- (3) 相互援助活動中に提供した子どもの食事等は、次の標準額を参考にしてください。



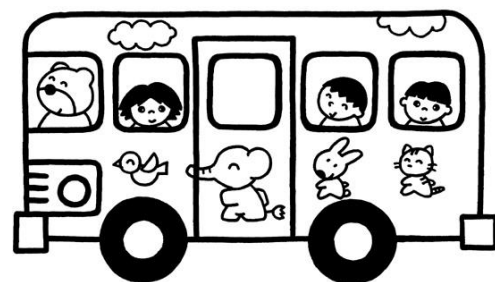
・食事代(1食あたり)	乳幼児・未就学児	250円
	小学生	350円
・おやつ代(飲み物含む)	一律	100円



- (4) オムツやミルクなど、その他相互援助活動中に必要となるもの(例えば、自転車の子供用いす、チャイルドシートなど)は、原則として依頼会員が用意してください。やむを得ず提供会員にお願いする場合は、実費をお支払い下さい。

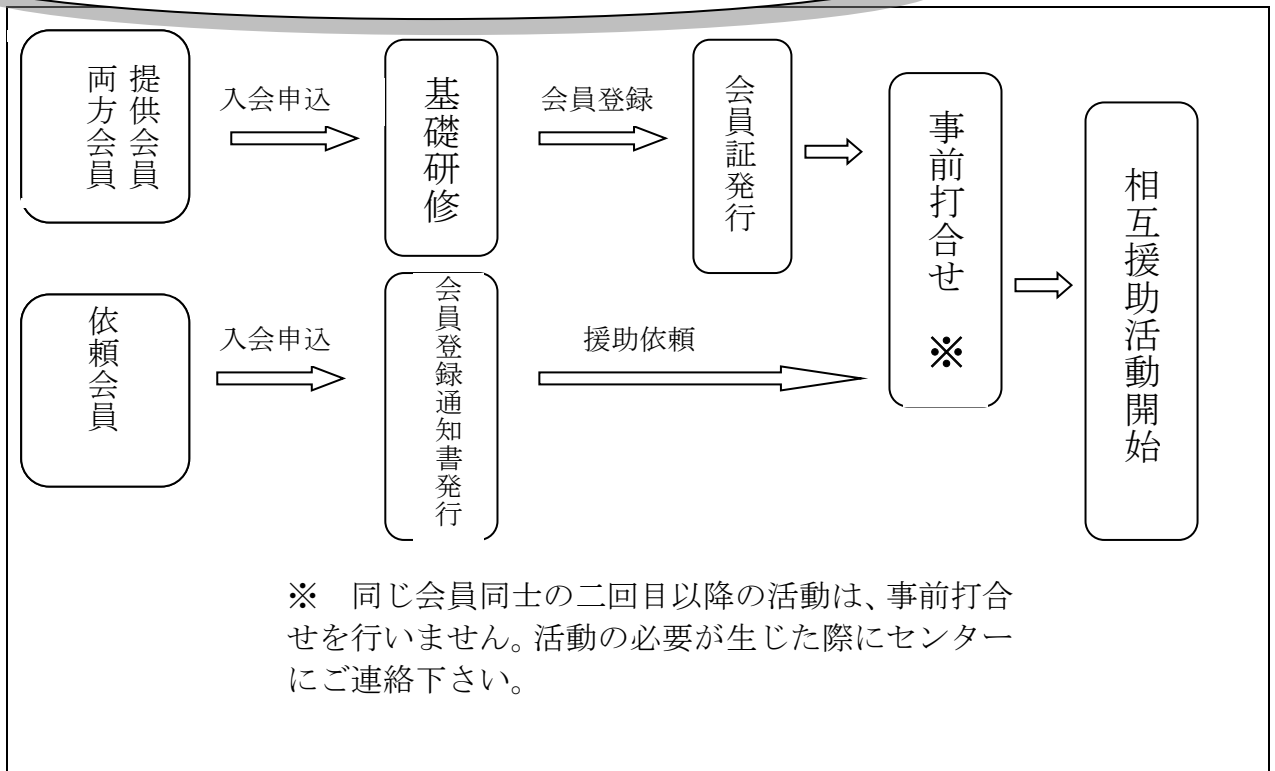
- (5) 子どもの送迎などにかかる費用(交通手段を利用した場合)は、次の金額を依頼会員が支払います。(事前に依頼会員に確認してください。)

区 分	支 払 額
タクシー・公共交通機関などを利用した場合	実 費
自 転 車	無 料



- (6) ひとり親家庭支援事業 (別紙参照)
 千葉市在住のひとり親の方の利用料金の半額を助成します。
 利用するには、事前登録が必要で、助成条件があります。
 詳しくはファミサポまで。
- (7) 幼児教育・保育の無償化 (別紙参照)
 支給認定を受けた方で、無償化の対象になる場合があります。
 詳しくは千葉市役所幼保支援課(043-245-5105)まで。

5. 入会から相互援助活動開始まで



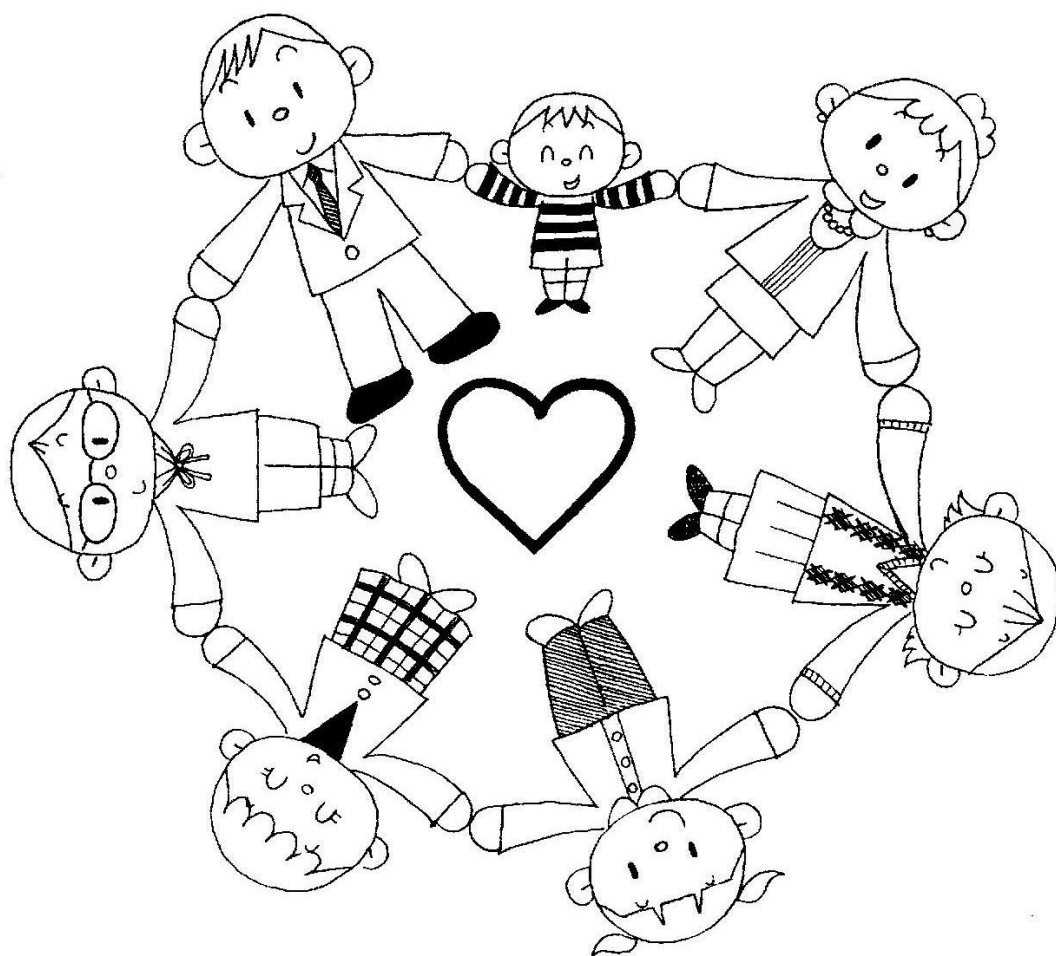
6. 会員の約束

- (1) お互いのプライバシーは守りましょう。
- (2) 相互援助活動を行う場合は、必ずセンターへ連絡してください。センターを通さずに行った活動については、センターの活動とはなりませんし、保険の対象にもなりません。
- (3) 『2、相互援助活動』の内容にある以外の行為は行なえません。例えば、家事援助などは行なえません。家事援助については、妊娠中から出産後1年未満のご家庭はエンゼルヘルパー派遣事業(幼保支援課) ☎245-5180、その他の家庭はシルバー人材センター ☎265-0070 にお問い合わせ下さい。
- (4) 相互援助活動を通しての、物品の販売斡旋または宗教活動・政治活動などの行為は禁止です。
- (5) 飲み薬を預かったり、飲ませることは出来ません。
- (6) 預かった子どもの入浴も行なっていません。

最後に、「ありがとう、助かりました。」という感謝の気持ちと
「どういたしまして、またどうぞ。」という思いやりの気持ちを忘れずに！

ちばしファミリー・サポート・センター

入会のてびき



〒260-0013

千葉市中央区中央4-5-1

TEL 043-201-6571

きぼーる6階 子育て支援館内

FAX 043-201-6572

○休館日：毎週火曜日（但し火曜日が祝日の場合は翌日）

○業務時間：午前9時～午後5時